



## Information #03

### プロテスト委員会から選手・監督・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

#### 1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し、かつ免罪されない場合には、抗議されたか否かにかかわらず、自主的に適切なペナルティーまたは行動(回転ペナルティーもしくはレース後ペナルティーの履行、リタイア、または違反した規則が裁量ペナルティーの対象であるときは規則 64.6 に基づく報告の場合もあります。)をとってください。
- スポーツマンシップにも違反している場合を除き、プロテスト委員会は、第 2 章の規則の違反に対しては、通常は抗議しません。

プロテスト委員会が艇を抗議することを考慮する違反としては、例えば：

- a. 意図的に規則違反する。
- b. 規則に違反し、かつ免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c. 裁量ペナルティーの対象規則に違反したことを知りながら、報告しない。
- d. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他艇を威嚇する。
- e. チームレース。レース中、自艇の成績向上には関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。(ただし、SI1.4 の規定が適用される場合を除く。)
- f. 損傷や傷害を引き起こす、または引き起こす可能性が高い、無謀な操船。

#### 2. 外部の援助

艇は、準備信号の後に、支援者艇等から指導や助言を得たり、セーリング用具や飲み物等の受け渡しを行ったりすると、規則 41 に違反することになります。規則 41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

艇がレース中でない場合でも、支援者艇には、支援を行える場所やタイミングに制限があります(SI21 およびサポートチーム規程(STR))。支援者艇がこれらの規則に違反した場合には、艇が規則 41 に違反していなくても、艇にペナルティーが課されることがあります(規則 64.5(b))。

#### 3. 推進方法

World Sailing Rule42 Interpretation(規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます。JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P に基づくペナルティーを課された艇の選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから海上で説明を受けることができます。また、陸上で説明を受けることもできます。

#### 4. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む。)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69 に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

## 5. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と開始予定時刻は 大会ホームページの「審問予定(Hearing Schedule)」に掲示されます。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席していなくても審問をして判決を行います(規則 63.3(b))。

## 6. 審問のオブザーバ

審問パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、全ての当事者が同意した場合には、認められます。

オブザーバは、審問開始予定時刻までに、プロテスト委員会事務局に傍聴を希望する旨を申し出てください。審問開始後のオブザーバの入室は認められません。なお、オブザーバは証人にはなれません。

## 7. 調停ミーティングのオブザーバ

調停員が適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名に限り、調停ミーティングを傍聴するオブザーバが認められます。

## 8. 審問中のスマートフォンやタブレットなどの使用

当事者やオブザーバは、審問中にルール・ブックやケース・ブックなどを確認するため、あるいはメモを取るなどのために、スマートフォンやタブレット、ノートパソコンなどの電子機器を使用することができます。

ただし、録音や録画することは認められません。また、外部との通信も認められません。

スマートフォンなどの電子機器はフライトモードにした上で Wi-Fi と Bluetooth を無効にしてください。これと同等の設定ができない電子機器の使用は控えてください。

## 9. 成績照会と救済要求

例えば OCS と記録された艇がレース委員会の誤りを主張して救済要求した場合、救済が与えられるためには、自艇が正しくスタートしていたという主張を証明するための証拠を審問で提示する必要があります。例えば、OCS と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。プロテスト委員会には、確からしさの比較に基づいて事実を認定することが求められています(規則 64.1(a)、ケース 136 参照)。

レース委員会による得点記録に誤りがあると判断した艇は、SI17.8 の規定に基づき、大会ホームページのオンラインフォーム「成績照会(Scoring Inquiries)」をしてレース委員会に誤りの訂正を要請することもできます。レース委員会は、回答に当たり、証拠を提示するなどして説明することがあります。それでも最終的に納得がいかない場合、艇は救済要求することができますが、このような場合でも、救済要求は規則 62.2 に定められた時間内に提出する必要があります。本大会では、訂正の要請が常識的にできるだけ早く行われ、かつ、訂正の要請に対するレース委員会からの回答を得た後、常識的にできるだけ早く提出された場合に限り、その救済要求は規則 62.2 に定められた時間内に提出されたものと見なします。

## 10. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠の提示

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行ってください。全ての当事者と審問パネルのジャッジが同時に見るように準備してください。

## 11. プロテスト委員会への質問

選手や監督・コーチは、レース公示や帆走指示書を含む規則の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員会に質問することができます。大会ホームページのオンラインフォーム「オフィシャルへの質問(Questions For Officials)」に記入して保存してください。質問と回答は掲示して公開します。

2023 年 9 月 15 日

プロテスト委員長

藤井 裕文